

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和6年7月、8月、9月、10月及び11月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月28日

岐阜県監査委員	若井敦子
岐阜県監査委員	恩田佳幸
岐阜県監査委員	鈴木祥一
岐阜県監査委員	安田典子
岐阜県監査委員	飯沼敦朗

財務監査及び行政監査の結果

令和7年2月28日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
（同条第4項の規定による定期監査として実施）
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、8 機関		
教育委員会	98 機関のうち、10 機関		
公安委員会	60 機関のうち、6 機関		
その他（上記以外）	13 機関のうち、0 機関	計	384 機関のうち、24 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり9機関において7件の指摘事項及び5件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名	監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査	
				指摘	指導	検討	実施日（方法）	
1	商工労働部	障がい者総合就労支援センター	11月18日	実地	—	1	—	6月24日（実地）
2	県事務所	西濃県事務所	11月27日	書面	—	—	—	10月10日（実地）
3		揖斐県事務所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日（書面）
4		中濃県事務所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日（書面）
5		可茂県事務所	11月21日	実地	1	1	—	9月20日（実地）
6		東濃県事務所	9月25日	実地	—	—	—	6月27日（実地）
7		恵那県事務所	11月27日	書面	1	—	—	9月6日（書面）
8		飛騨県事務所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日（書面）
9		教育委員会	岐阜高等学校	9月27日	書面	—	1	—
10	岐阜北高等学校		10月23日	書面	—	1	—	8月2日（書面）
11	大垣商業高等学校		7月5日	実地	—	—	—	5月24日（書面）
12	海津明誠高等学校		10月23日	書面	—	—	—	8月2日（書面）
13	郡上北高等学校		10月23日	書面	2	—	—	8月2日（書面）

14		加茂農林高等学校	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
15		多治見高等学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
16		中津高等学校	11月7日	実地	—	—	—	9月6日(書面)
17		益田清風高等学校	10月23日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
18		斐太高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
19	公安委員会	装備施設課	8月29日	実地	1	—	—	8月5日(実地)
20		岐阜羽島警察署	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
21		大垣警察署	9月27日	書面	2	—	—	6月10日(書面)
22		可児警察署	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
23		多治見警察署	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
24		高山警察署	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 9機関				7件	5件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
障がい者総合就労支援センター	指導事項	プリンター修繕に係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
可茂県事務所	指摘事項	旅行業登録申請手数料の収入事務において、第三種旅行業の新規登録に係る申請書の提出があった際、当該申請書に旅行業登録申請手数料として必要な岐阜県収入証紙ではなく、収入印紙(以下「印紙」という。)が貼付されていたにもかかわらず消印し、新しい印紙に交換できなくした件について、損害賠償金(消印した印紙相当分)として21,000円の費用負担が発生していたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、不用決定前に売払いの可能性を調査するために参考として入手した見積書を契約に必要な見積書としていたため、今後は適正に処理されたい。
恵那県事務所	指摘事項	恵那総合庁舎駐車場において、車両が走行した際、側溝の蓋が跳ね上がったことにより、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として336,382円の費用負担が発生していたため、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
岐阜高等学校	指導事項	管理棟・教室棟・体育館外壁防水及び内装修繕工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。
岐阜北高等学校	指導事項	物品の管理事務において、令和5年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたため、今後は適正に処理されたい。

郡上北高等学校	指摘事項	高等学校入学金の収入事務において、現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払い込むべきところ、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが収納日の翌日から起算して6日から10日遅延しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 コンテンツデータ配信システムなど3件（取得価格計783,674円）を亡失していた。 2 令和4年度の現物実査において、当該物品のうち2件の所在が確認できないなど物品一覧表との不突合が生じていたにもかかわらず、不突合がないものとして所属長へ報告していた。
益田清風高等学校	指導事項	益田清風高等学校焼却炉撤去工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。
装備施設課	指摘事項	令和5年度の岐阜県警察本部庁舎常用発電設備保守点検業務委託に係る契約事務において、委託料総額の支払方法として、支払時期毎に支払金額を定めていたが、令和6年1月から3月分の委託料の合計金額と消費税及び地方消費税額をそれぞれ1,069,090円、97,190円とすべきところ、それぞれ1,069,060円、97,160円と誤記していた。 当該契約の支払金額の内訳を修正するため、債務負担行為を設定することなく地方自治法上、本来、契約を締結することができない事業年度終了後の令和6年4月1日付けで令和5年度に係る変更契約を締結し、令和5年度予算で令和6年1月から3月分の支払を行っていたため、今後は適正に処理されたい。
大垣警察署	指摘事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 電気冷蔵庫1台（取得価格93,000円）が誤廃棄されていた。 2 令和4年度の現物実査において、当該物品の所在が確認できないなど物品一覧表との不突合が生じていたにもかかわらず、不突合がないものとして所属長へ報告していた。 3 当該物品の処分に係る経費（家電リサイクル券購入費）が親睦会費から支払われていた。
	指摘事項	公務のため車両を鑑識する際、ワイパーを倒したことにより当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金289,527円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。